

軽度生活援助サービスを ご利用ください。

虚弱なひとり暮らしの高齢者などに対し、軽度な日常生活の援助を行っています。

(七時間以内/月)

対象者 ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯で、日常生活上の援助を必要とする人
サービス内容 外出時の援助、食事・食材の確保、家屋内の整理整頓、目の不自由な人への朗読、代筆、草取り
(玄関前程度) など

長年、会社などに勤めていて退職し、厚生年金や共済年金をもらっている70歳未満の人とその扶養家族は、老人保健に移るまで退職者医療制度で診療を受けることになります。この制度で診療を受けると医療機関の窓口で支払う自己負担金は、退職者本人は入院・外来とも2割。扶養家族は入院2割、外来3割です。該当者は、次のすべての条件に当てはまる人です。



被用者年金の加入期間が20年以上か、40歳以後の加入期間が10年以上で退職(老齢)年金を受けている人

本人の自己負担は2割

■退職医療制度■

国民健康保険に加入し、老人保健の適用を受けていない人

年金の受給権を得た日が退職被保険者となる日です。国民健康保険に加入するとき、年金証書(裁定通知書)を持っている人は、証書を添えて届け出をしてください。すでに国保に加入している人は、年金証書を受け取ったら、14日以内に保険年金課(市役所1階 番窓口、☎20-3203)で届け出をしてください。

また、退職被保険者で老人医療制度に該当する場合は手続きが必要です。市役所1階 番窓口で届け出をしてください。その際、同一世帯に一般保険証があれば持参してください。

問い合わせ先 保険年金課(☎20-3203)

1月26日は文化財防火デー

鳥取消防署は、前日の1月25日(金)午前9時30分から「仁風閣」で消防訓練を実施する予定です。ぜひ、ご覧ください。

文化財は私たちの貴重な財産です。禁止区域内でのたき火や喫煙などはやめましょう。

町名の 新設

1月25日から美萩野五丁目(〒689-0202)が新設されます。

問い合わせ先 総務課(☎20-3102)

費用 74円/時間

問い合わせ先 各中学校区
の在宅介護支援センター 高齢社会課(☎20 3173)

5歳児発達相談

「集団の中に入れない」「落ち着きがない」「言葉がはつきりしない」など、子どものことで心配、悩みがある人は気軽にご相談ください。

対象児 5歳前後の子ども
とき 2月12日(火) 9時30分~正午
ところ さざんか会館4階

内容 脳神経小児科医による発達相談

問い合わせ先 健康対策課(☎20 3196)

事前に予約が必要です。

特別弔慰金の請求は お済みですか

請求期限は、平成14年4月1日です。

この期限を過ぎると、法律の規定により、特別弔慰金を受ける権利が消滅します。

対象者 戦没者死亡当時の遺族(子、父母、孫、祖父母、

おわびと訂正

市報11月15日号9ページ掲載の「特別弔慰金の支給」の死亡期間に誤りがありました。正しくは「平成7年4月1日~平成11年3月31日」です。おわびして訂正します。

兄弟姉妹、三親等内親族)で、平成7年4月1日~平成11年3月31日までの間に当該戦没者にかかる公務扶助料、遺族年金など受給者が死亡している場合
支給内容 額面24万円/6年償還の記名国債
請求先 福祉課(☎20 31